

# 証券会社の自己資本規制Q&A（改訂第3版）

平成23年11月

日本証券業協会

(注) 1. 本文中に使用した略称は次のとおりです。

「金商法」 … 金融商品取引法

「府令」 … 金融商品取引業等に関する内閣府令

「告示」 … 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件

2. 市場リスク相当額に係る設問については、標準的方式により計算する場合について記載しています。

平成 19 年 11 月作成  
平成 20 年 12 月改訂  
平成 23 年 2 月改訂  
平成 23 年 11 月改訂

# 目 次

## 1. 自己資本及び控除資産等

(1) 定義等 (Q 1 ~ Q 2) .....	1
(2) 自己資本 (Q 3) .....	1
(3) 控除資産 (Q 4 ~ Q 8) .....	2
(4) その他 (Q 9) .....	5

## 2. 市場リスク相当額関連

(1) 市場リスク相当額全般 (Q10~Q15) .....	6
(2) 株式リスク相当額 (Q16~Q24) .....	8
(3) 金利リスク相当額 (Q25~Q32) .....	1 5
(4) 外国為替リスク相当額 (Q33~Q34) .....	1 9
(5) その他 (Q35~Q41-3) .....	2 0

## 3. 取引先リスク相当額関連 (Q42~Q77) .....

2 6

## 4. 基礎的リスク相当額関連 (Q78~Q80) .....

4 5

## 証券会社の自己資本規制 Q & A

### 1. 自己資本及び控除資産等

#### (1) 定義等

Q 1 : 株式リスク相当額の計算において、「指定国の株券等」に該当するか、該当しないかをどのように判断するのですか。

A : 株券等の発行体の登記上の所在地で判断することになります。登記上の所在地の属する国又は地域が告示第 1 条第 38 号の「指定国」であるかを確認してください。

なお、発行体の実質的な営業拠点の所在地で判断することは主観的なものになってしまい、かつ、当該営業拠点が複数存在する場合には判断が困難になるケースもあり得るため認められません。

(「告示」第 1 条第 38 号)

Q 2 : 欧州連合 (EU) 加盟国であれば、告示第 1 条第 38 号の「指定国」でない国であっても当該指定国として取り扱うことができますか。  
また、欧州連合 (EU) の通貨である「ユーロ」は「指定国の通貨」として取り扱うことができますか。

A : 「指定国」は告示第 1 条第 38 号に掲げられているものに限られますので、欧州連合 (EU) 加盟国であっても告示第 1 条第 38 号にない国は「指定国」に該当しません。

また、ユーロは告示第 1 条第 38 号の指定国の一部において通貨として使用されていますので、「指定国の通貨」に該当します。

(「告示」第 1 条第 38 号、第 6 条第 4 項第 1 号及び第 2 号の表)

#### (2) 自己資本

Q 3 : 自己資本規制比率を計算する際、自己資本から社外流出予定額 (配当及び役員賞与の予定額) を除かなければならないのですか。また、除かなければならない場合、どの時点から社外流出予定額として認識する必要がありますか。

A : 府令第 176 条第 1 項第 4 号により、利益剰余金から社外流出予定額を除くこととされていますので、自己資本から控除する必要があります。

この場合、少なくとも会社法第 436 条第 3 項に規定する取締役会において社外流出予定額 (利益処分に関する議案) が承認された時点から認識する必要があります。

(「府令」第 176 条第 1 項第 4 号)

(3) 控除資産

Q 4 : 「流動資産」に計上する「繰延税金資産」や「納付消費税前払金」は「控除資産」に該当しますか。

A : 府令で控除資産とされている繰延税金資産は固定資産に計上されているものであり、流動資産に計上されている繰延税金資産は控除資産の対象とはされていません。

納付消費税前払金については、仕入れに係る消費税の前払金であって、その額がその他の預り金に計上した売上げに係る消費税の額に達するまでのものについては控除することができることとされています。

(「府令」第 177 条第 4 項)

Q 5 : 前払消費税のうち中間納付消費税も消費税の額に達するまでのものについて控除できますか。

A : 控除できないこととされています(平成 13 年 10 月 3 日付会員通知「「主要勘定残高表」及び「自己資本規制比率に関する届出書」の提出等について」(日証協(会) 13 第 67 号) 参照)。

(「府令」第 177 条第 4 項)

Q 6 : 控除すべき固定資産等のうち、第三者のために担保に供されている資産とは具体的にどのようなものを指しますか。また、府令第 177 条第 2 項との違いは何ですか。

A : 府令第 177 条第 1 項第 5 号でいう「第三者のために担保に供されている資産」とは、例えば、関係会社等、自己以外の第三者が融資を受ける際に、当該第三者のために証券会社が自己の保有する資産を担保提供する場合の当該担保資産を指します。なお、府令第 177 条第 2 項は、証券会社自身が負う債務の担保に自己の保有する資産を担保提供するケースです。

(「府令」第 177 条第 1 項第 5 号、第 177 条第 2 項)

Q 7 : 二以上の資産を担保にして金銭を借り入れた場合、固定資産から控除できる額についてはどのように計算すればよいですか。

A : 以下の事例のような計算となります。

(具体例)

(単位：百万円)

自己の借入れのために担保に供している資産	帳簿価額	借入額	時価額
A支店敷地	1,200	} 2,000	1,400
A支店建物	600		800
投資有価証券	480		640
トレーディング商品	時価額に同じ		120
B支店建物	500	200	600
合計	2,900 (うち流動資産120) (うち固定資産2,780)	2,200	3,560

(注) 借入額は計算を行う日の借入れ元本の残高とする。

1. 一の資産を担保としている借入金がある場合における固定資産（控除資産）としての計上額

土地、建物のうち証券会社が自己の借入れのために担保に供しているものについては、当該担保不動産を担保にした借入金の額又は当該不動産の評価額のうちいずれか少ない額を固定資産(帳簿価額)から控除することができることとされ、借入金に対する担保の差入れ状況ごとに分けて計算します。

(注) 上記不動産の評価額は、当該建物もしくは土地の時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額となります。

・ 固定資産（帳簿価額）－（借入額又は評価額のうちいずれか少ない額）  
 ＝固定資産（控除資産）としての計上額

固定資産（帳簿価額）－ 借入額、時価額又は帳簿価額 ＝ 固定資産（控除資産）としての計上額

B支店建物 500 － 200 600 500 ＝ 300………①

2. 二以上の資産を担保としている借入金がある場合における固定資産（控除資産）としての計上額

二以上の資産を担保としている借入金については、当該担保となっているすべての資産について、資産毎に評価額の比により当該借入金を按分して固定資産のみを担保にした借入金の額を算出する必要があります。

(注) 上記評価額は、当該資産の時価額又は帳簿価額のうちいずれか少ない額とする。

い額となります。

・ 本事例では

イ A支店敷地については帳簿価額：1,200<時価額：1,400であることから、  
帳簿価額の比により、

ロ A支店建物については帳簿価額：600<時価額：800であることから、帳  
簿価額の比により、

ハ 投資有価証券については帳簿価額：480<時価額：640であることから、  
帳簿価額の比により、

ニ トレーディング商品については帳簿価額：120=時価額：120であること  
から、帳簿価額又は時価額の比により、

借入金を按分し、固定資産のみを担保にした借入金の額を算出することとな  
ります。

	評価額（構成比）		借入額	=	按分後の借入額
A支店敷地	1,200 (0.5)		× 0.5	=	1,000
A支店建物	600 (0.25)	⇒ 2,000	× 0.25	=	500
投資有価証券	480 (0.2)		× 0.2	=	400
トレーディング商品	120 (0.05)		× 0.05	=	100
合 計	2,400				2,000

	帳簿価額	-	借入額又は評価額	=	固定資産（控除資産） としての計上額
A支店敷地	1,200	-	<span style="border: 1px solid black;">1,000</span> 1,200	=	<span style="border: 1px solid black;">200</span>
A支店建物	600	-	<span style="border: 1px solid black;">500</span> 600	=	<span style="border: 1px solid black;">100</span>
合 計	1,800	-	1,500	=	<span style="border: 1px solid black;">300</span>

……………②

3. 固定資産（控除資産）として計上する土地、建物の額は、上記①及び②より  
300+300=600……………③

固定資産（控除資産）  
としての計上額

投資有価証券 480……………④

4. 固定資産（控除資産）として計上する額は、上記③及び④より  
600+480=1,080

（「告示」第2条第2項及び第3項、「府令」第177条第3項）

Q 8 : 中間決算において上半期の所得に係る税金を未払法人税等（負債）として計上している証券会社が法人税や地方税等の中間納付額を前払金（資産）として計上する場合、控除資産の算出において、中間納付に係る前払金は控除資産から差し引いてよいですか。また、前払金に計上処理する予定納付額についても同様の取扱いとしてよいですか。

A : 所得等に係る税金の前払金と未払法人税等が資産・負債で両建て計上されている場合には、決算時において当該前払金と未払法人税等を相殺するので、当該未払法人税等の金額を限度として当該前払金の額を控除資産から差し引くことができます。

（「府令」第 177 条第 1 項第 3 号ニ）

（４） その他

Q 9 : 金商法第 46 条の 6 第 3 項に基づき、証券会社は毎年 3、6、9、12 月の末日における自己資本規制比率を記載した書面を作成し、当該末日から 1 ヶ月を経過した日から 3 ヶ月間、全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととされていますが、例えば 5 月 1 日が休日の場合、同年 3 月末日における自己資本規制比率を記載した書面はいつから公衆の縦覧に供すればよいですか。

A : 金商法第 46 条の 6 第 3 項では「当該末日から 1 ヶ月を経過した日から 3 ヶ月間」と規定されていますので、3 月末日の自己資本規制比率を記載した書面であれば、原則として当該末日（3 月 31 日）から 1 ヶ月を経過した日（3 月 31 日の翌日の 4 月 1 日が起算点となり、4 月 1 日から 1 ヶ月を経過した日である 4 月 30 日）から 3 ヶ月間（4 月 30 日の翌日である 5 月 1 日が起算点となり、5 月 1 日から 7 月 31 日までの 3 ヶ月間）公衆の縦覧に供することとなります。

ただし、上記事例では、5 月 1 日が休日ということですので、5 月 1 日以降最初の営業日から 3 ヶ月間（例えば 5 月 2 日が営業日であれば、同日が起算点となり、5 月 2 日から 8 月 1 日までの 3 ヶ月間）縦覧に供することとなります。

また、公衆の縦覧期日の末日が休日の場合には、当該期日以降最初の営業日まで縦覧に供することとなります。

（「金商法」第 46 条の 6 第 3 項）



## 2. 市場リスク相当額関連

※ 市場リスク相当額に係る Q & A については、標準的方式により計算する場合について記載しています。

### (1) 市場リスク相当額全般

Q10 : 有価証券を担保に銀行から金銭を借り入れた場合、当該有価証券について市場リスク相当額を計算する必要がありますか。

A : 担保に供した有価証券については、以下のとおりとなります。

- ① 担保に供した有価証券がトレーディング商品の場合には、当該有価証券のポジションに係る市場リスク相当額を計算します。なお、市場リスク相当額の計算に当たり、担保に供した有価証券の時価相当額から借入金額を控除することはできません。
- ② 担保に供した有価証券が投資有価証券の場合には、控除資産となります。ただし、当該有価証券が府令第 177 条第 1 項第 1 号イからハのいずれかに該当する場合は、①と同様に市場リスク相当額を計算します（この場合は控除資産とはなりません。）。
- ③ 担保に供した有価証券が借入有価証券など貸借対照表に計上しない有価証券であれば、ポジションと認識されないため市場リスク相当額の計算は必要ありません。

（「府令」第 177 条、第 178 条）

Q11 : 市場リスク相当額の計算対象となる「引受期間における引受けに係る有価証券等」（告示第 3 条第 2 項第 1 号）の額は、日本証券業協会の「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の「商品有価証券等（引受口）」の額と同一の額と理解してよいですか。また、条件決定日から払込日までの間に募集等受入金の入金があった部分に係るポジションについては計算対象から控除してもよいですか。

A : 市場リスク相当額の計算において、「引受期間における引受けに係る有価証券等」の額は、「商品有価証券等（引受口）」の額をもって算出して差し支えありません。また、条件決定日から払込日までの間に募集等受入金の入金がある都度、「商品有価証券等（引受口）」の額をオフバランス処理している場合には、これを計算対象から控除することができます。

なお、販売委託契約等により、販売したものと同様に扱われる額についてもこれを計算対象から控除することができます。

（「告示」第 3 条第 2 項第 1 号）

Q12 : 告示第3条第6項第3号及び第4号に規定する「同一の者が発行する株券」及び「発行済株式の総数」には普通株式以外の優先株式等も含まれますか。

A : 告示第3条第6項第3号及び第4号に規定する「同一の者が発行する株券」には普通株式以外の優先株式等も含まれます（ただし、控除資産に該当するものを除きます。）。

（「告示」第3条第6項第3号、第4号）

Q13 : 発行体企業において増資が行われ、かつ、当該増資に伴う新株式を取得した場合の「保有額」の認識基準（約定基準か、受渡基準か）は、市場リスク相当額の計算に係る加算規定（告示第3条第6項第3号及び第4号）においてどのように考えるのですか。

A : 増資払込みにより発行済株式が増加するのは払込日であるため、増資に伴う新株式の保有額を約定基準で計算すると、発行済株式の総数は増加前の数で認識することとなり、保有割合の計算上、分子に当たる保有額（＝増資後）と分母に当たる発行済株式の総数（＝増資前）とで不整合が生じることになります。したがって、このような場合には新株式の保有額を受渡基準又は払込日基準で計算することも認められます。

（「告示」第3条第6項第3号、第4号）

Q14 : 市場リスク相当額の計算に係る加算規定（告示第3条第6項各号）及び株式リスク相当額の計算に係る1銘柄で多額のポジションを有する場合の計算規定（告示第5条第5項）におけるそれぞれの保有額及び時価額の算出において、①派生商品については原資産のポジションへの変換前のポジションで算出するのですか、あるいは、変換後のポジションで算出するのですか。また、②株価指数連動型投資信託受益証券（ETF）については構成銘柄のポジションに分解して算出するのですか、あるいは、分解しないで算出するのですか。

A : 市場リスク相当額の計算に係る加算規定（告示第3条第6項各号）における保有額の算出において、派生商品の原資産のポジションへの変換・非変換及び株価指数連動型上場投資信託受益証券（以下「ETF」といいます。）の構成銘柄のポジションへの分解・非分解については、各社で決定することになります。

株式リスク相当額の計算に係る1銘柄で多額のポジションを有する場合の計算規定（告示第5条第5項）における時価額の算出において、ETFの構成銘柄のポジションへの分解・非分解については、各社で決定することになりますが、派生商品については、告示第5条第1項に基づき、原資産のポジションへの変換が必要とされています。

なお、各社において取扱いを定める際には、社内マニュアル等であらかじ

めこれらの取扱いを明確にし、当該取扱いを継続して適用する必要があります。

(注) 各社において社内ルールを策定し、運用する場合であっても、採用した計算方法の合理性が説明できることが必要であり、恣意的な計算方法は認められません。

(「告示」第3条第6項、第5条第5項)

Q15 : 持株会社を含むグループ内の企業は、市場リスク相当額の計算に係る加算規定(告示第3条第6項)における「同一の者」に該当しますか。

A : 「同一の者」とは個々の企業体(法人)ごとに認識しますので、グループ内の企業を一括して同一の者とすることはできません。

(「告示」第3条第6項)

(2) 株式リスク相当額

Q16 : 告示第5条第2項に規定する「同一の銘柄」の定義は何ですか。

A : 個別の株券であれば、同一の発行体が発行した株券であって、権利内容が同一のものを指します。なお、親株と新株については親株を原資産として新株を原資産に換算し、同一の銘柄として取り扱うこともできます。

また、株価指数その他の指数であれば、同一の構成銘柄で組成された指数を指します。

(「告示」第5条第2項)

Q17 : 告示第5条第1項に規定する「それぞれの国ごと」の「国」とは、何を指すのですか。

A : 当該株券等の発行者が所在する国(発行者の登記上の所在地の属する国)を指します。

(「告示」第5条第1項)

Q18 : 株式リスク相当額のうち、「指定国の代表的な株価指数」とは具体的に  
はどの株価指数を指すのですか。

A : 指定国の代表的な株価指数については、金融庁の監督指針Ⅳ－２－３（３）  
③に以下のとおり規定されています。

監督指針Ⅳ－２－３ 市場リスク管理態勢

（３） 具体的取扱い

③ 指定国の代表的な株価指数

標準的方式により株式リスク相当額を算出する場合において、次に掲げる  
株価指数以外のものを指定国の代表的な株価指数としているときは、取  
引の状況に鑑み、その国の代表的な株価指数としてふさわしいか確認する  
ものとする。

イ. 日本国 日経平均株価、日経 300 指数、東京証券取引所株価指数

ロ. アメリカ合衆国 S & P 500 種

ハ. イタリア共和国 M I B 30 指数

ニ. オーストラリア連邦 ASX200 指数

ホ. オランダ王国 A E X 指数

へ. カナダ S & P トロント総合指数

ト. グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 F T 100 指数

チ. スイス連邦 S M I 指数

リ. スウェーデン王国 O M X 指数

ヌ. スペイン I B E X 35 指数

ル. ドイツ連邦共和国 D A X 指数

ヲ. フランス共和国 C A C 40 指数

ワ. ベルギー王国 B E L 20 指数

カ. 香港特別行政区 ハンセン指数

（「告示」第 5 条第 4 項の表）

Q19 : (削除)

Q 20 : 告示第 5 条第 5 項に規定する一の銘柄のポジションが全ての銘柄の時価額の合計の 20%を超える場合の株式リスク相当額の計算はどのように行えばよいですか。

A : 以下の事例のとおりとなります。

(具体例)

X 証券会社の株式の保有状況

(単位：百万円)

銘柄名 (日本株)	ロング・ポジション の時価額	ショート・ポジション の時価額
A 銘柄	100	0
B 銘柄	70	0
C 銘柄	50	0
D 銘柄	30	0
E 銘柄	0	60
F 銘柄	0	50
G 銘柄	0	40
合計	250… (a)	150… (b)

[全銘柄の株式]

ロング・ポジションの時価額 (a) とショート・ポジションの時価額 (b) の合計  
 $250 + 150 = 400$  (百万円)

① 保有する全銘柄の株式のロング・ポジションの時価額 (a) とショート・ポジションの時価額 (b) の合計額の 20% の計算

$400$  (百万円)  $\times 20\% = 80$  (百万円)  $\Rightarrow$  A 銘柄 (100 (百万円)) のみ超過

② 告示第 5 条第 5 項に掲げる超過額の計算

$100$  (百万円)  $- 80$  (百万円)  $= 20$  (百万円)

③ 株式リスク相当額の計算

(1) 一般市場リスク相当額

保有する全銘柄の株式のロング・ポジションの時価額 ((a)、上記②の超過額 (20) を除く) とショート・ポジションの時価額 (b) との差の絶対値に 8% を乗じて得た額

$((250 - 20) - 150) \times 8\% = 6.4$  (百万円) …イ

(2) 個別リスク相当額

銘柄ごとのロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に 8% を

乗じて得た額の合計額

(A 銘柄の時価額 (上記②の超過額 (20) を除く) + B 銘柄の時価額 + C 銘柄の時価額 + D 銘柄の時価額 + E 銘柄の時価額 + F 銘柄の時価額 + G 銘柄の時価額) × 8 %

= ((100 - 20) + 70 + 50 + 30 + 60 + 50 + 40) × 8 % = 30.4 (百万円) …ロ

(3) 20% を超える部分に係る株式リスク相当額 (上記②該当部分)

A 銘柄の時価額 (上記②の超過額 (20) に限る) × 16%

= (100 - 80) × 16% = 3.2 (百万円) …ハ

∴ 株式リスク相当額 : イ + ロ + ハ = 40 (百万円)

(「告示」第 5 条第 3 項、第 4 項、第 5 項)

Q 21 : 国内の金融商品取引所に上場している株価指数連動型投資信託受益証券 (ETF) に係る市場リスク相当額はどのように計算するのですか。
--

A : 次のいずれかの方法により計算します。

1. 当該 ETF を一つのポートフォリオとして計算する方法

他の株券等と同様に、一般市場リスク相当額、及び個別リスク相当額を計算します。

このうち、個別リスク相当額は、当該 ETF を単一のポジション (ポートフォリオ) と認識し、当該 ETF のネット・ポジションに、告示第 5 条第 4 項の表の区分に従って、当該 ETF の構成銘柄が「指定国の代表的な株価指数」に連動しているもの (例えば、TOPIX や日経 225 に連動するもの) は 0 %、 「その他の株券等」に該当するものは 8 % を乗じて計算します。

さらに、加算規定のうち第 3 条第 6 項第 1 号、第 2 号及び第 5 条第 5 項のいずれかに該当する場合には、これらも計算します。

2. 当該 ETF の構成銘柄に分解して計算する方法

当該 ETF の構成銘柄と当該構成銘柄の割合又は当該 ETF を構成する株価指数の構成銘柄と当該構成銘柄の割合を把握し、分解された構成銘柄のポジションを個別に保有しているものとして、一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を計算します。

さらに、加算規定の第 3 条第 6 項各号及び第 5 条第 5 項のいずれかに該当する場合には、これらも計算します。

3. 「受益証券」として計算する方法

告示第 4 条第 10 項の表の「受益証券」として当該 ETF のネット・ポジションに「国内で発行されたもの」のうち「その他」の 16% を乗じて計算します。

さらに、加算規定のうち第3条第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合には、これらも計算します。

(「告示」第3条第5項第1号、第3条第6項、第4条第10項及び第5条)

※派生商品の場合には、以下の条項も参照。

(「告示」第4条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項並びに第5条第1項)

Q21-2 : 国内の金融商品取引所に上場している上場不動産投資信託証券(REIT)に係る市場リスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 次のいずれかの方法により計算します。

1. 「株式リスク相当額」として計算する方法

他の株券等と同様に、一般市場リスク相当額、及び個別リスク相当額を計算します。

さらに、加算規定のうち第3条第6項第1号、第2号及び第5条第5項のいずれかに該当する場合には、これらも計算します。

2. 「投資証券」として計算する方法

告示第4条第10項の表の「投資証券」として、当該REITのネット・ポジションに16%を乗じて計算します。

さらに、加算規定のうち第3条第6項第1号及び第2号のいずれかに該当する場合には、これらも計算します。

(「告示」第3条第5項第1号、第3条第6項、第4条第10項及び第5条)

※派生商品の場合には、以下の条項も参照。

(「告示」第4条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項及び第7項並びに第5条第1項)

Q22 : 当社自己分の取引として発行日決済取引を行った場合の市場リスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 発行日決済取引の売りポジション、買いポジションについては、告示第5条に基づき市場リスク相当額を計算することになります。

また、発行日決済取引の委託保証金あるいは売買証拠金に係るリスク相当額については、以下のとおりとなります。

1. 現金で差し入れた場合

- ・ 他の証券会社に委託保証金現金を差し入れた場合、告示第15条第1項第3号の表に基づき「短期差入保証金」として取引先リスク相当額を計算します。
- ・ 金融商品取引清算機関に売買証拠金現金を差し入れた場合、「短期差入保証金」として認識し経理処理しているときは告示第15条第1項第

3号の表の（注6）に基づき取引先リスク相当額の計算対象からは除外することができます。

## 2. 代用有価証券で差し入れた場合

他の証券会社や金融商品取引清算機関に委託保証金や売買証拠金を有価証券で差し入れた場合には、原則として以下のとおりとなります。

- ① 差し入れた代用有価証券がトレーディング商品の場合には、当該代用有価証券のポジションに係る市場リスク相当額を計算します。
- ② 差し入れた代用有価証券が投資有価証券の場合には、控除資産となります。ただし、当該代用有価証券が府令第177条第1項第1号イからハのいずれかに該当する場合は、①と同様に市場リスク相当額を計算します（この場合は控除資産とはなりません。）。
- ③ 代用有価証券が、借入有価証券など貸借対照表に計上しない有価証券であれば、ポジションと認識されないため市場リスク相当額の計算は必要ありません。

（「告示」第5条）

Q23 : 現物株式のロング・ポジションと株価指数先物取引のショート・ポジションを保有していた場合、市場リスク相当額はどのように計算すればよいですか。

A : 例えば、以下のような方法により計算する等、適切な方法で算出する方法も考えられます。

（具体例）

現物株式1銘柄（東証株価指数採用銘柄）のロング・ポジションと東証株価指数先物取引のショート・ポジションを保有していた場合。

### I 株式リスク相当額の計算

#### 1. 一般市場リスク相当額の計算

- ・ 東証株価指数先物取引について告示第5条第1項の表に基づき、
  - ① 各構成銘柄のポジションとして原資産のポジションを計算する場合  
各構成銘柄に係る現物株式のショート・ポジションとして認識することとなるため、ロング・ポジションで保有する現物株式と同一銘柄については相殺することができます。
  - ② 単一の換算ポジションとして原資産のポジションを計算する場合  
ロング・ポジションで保有する現物株式1銘柄とは同一銘柄とならないため、相殺することはできません。
- ・ 上記によりポジションを算出したうえで、全てのロング・ポジションの時価額と全てのショート・ポジションの時価額との差の絶対値に8%を乗じて一般



市場リスク相当額を計算します。

## 2. 個別リスク相当額の計算

- ・ 告示第5条第4項の表に基づき、現物株式については時価額に8%を、東証株価指数先物取引については時価額に0%をそれぞれ乗じ、両者を合計します。

## 3. 株式リスク相当額の計算

- ・ 上記1、2により算出した一般市場リスク相当額と個別リスク相当額を合計して株式リスク相当額を計算します。

## II. 金利変動に係るリスク相当額の計算

- ・ 東証株価指数先物取引については、告示第5条第1項の表に基づき派生商品として金利リスク相当額の計算を行うこととなります。

(「告示」第5条)

<p>Q24 : 中国株を自己で保有した場合、市場リスク相当額の計算はどのように行えばよいですか。また、中国元の為替レートは日々発表されていないことが多いのですが、その場合はどの時点のレートを使えばよいですか。</p>
---

- A : 上記事例では、告示第5条に基づき一般市場リスク相当額及び個別リスク相当額を計算し、その合計額が当該株式に係る市場リスク相当額となります。
- また、告示第8条に基づき外国為替リスク相当額を計算する必要があります。
- 為替レートについては、直近に発表されたレートを使用することになります。

(「告示」第5条、第8条)

(3) 金利リスク相当額

Q25 : 金利リスク相当額の計算に当たって、一般市場リスク相当額はどのように計算すればよいですか。

A : 金利リスク相当額の一般市場リスク相当額は、次のような計算式で表すことができます。

一般市場リスク相当額＝

全てのロング・ポジションに係るリスク相当額と全てのショート・ポジションに係るリスク相当額との差の絶対値相当額（告示第6条第3項第1号）

＋

イ、ロ、ハのそれぞれの対当額（下表中枠で囲んである部分）に告示第6条第3項第2号の表の率を乗じて得た額の合計額（告示第6条第3項第2号）

なお、告示第6条第3項第2号については、以下の事例のような計算になります。

(具体例)

マチュリティ法のケース

		第6条第3項第2号イ	第6条第3項第2号ロ	第6条第3項第2号ハ
ゾーン	期間帯 (残存期間及び表面利率)			
1	1月以下	ロング <sup>レ</sup> 50	ショート <sup>レ</sup> 30 <sup>①</sup>	ロング <sup>レ</sup> 20 (=50-30)
	1月超3月以下	ロング <sup>レ</sup> 10	ショート <sup>レ</sup> 50 <sup>②</sup>	ショート <sup>レ</sup> 40 (=50-10) <sup>④</sup>
	3月超6月以下	ロング <sup>レ</sup> 100	ショート <sup>レ</sup> 20 <sup>③</sup>	ロング <sup>レ</sup> 80 (=100-20)
2		∴		ショート <sup>レ</sup> 40 <sup>⑤</sup>
3		∴		ロング <sup>レ</sup> 10

・ 告示第6条第3項第2号イ

各期間帯内のロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額の対当額（ロング・ポジションに係る額とショート・ポジションに係る額のいずれか少ない額）×告示第6条第3項第2号の表に定める率を乗じた額の合計額

つまり、①の30、②の10、③の20にそれぞれ告示第6条第3項第2号の表に基づき10%（同一期間帯内）を乗じます。

・ 告示第6条第3項第2号ロ

各ゾーン内のネット・ポジションの額（期間帯ごとのロング・ポジションに係

る額とショート・ポジションに係る額との差)の対当額×告示第6条第3項第2号の表に定める率を乗じた額の合計額

つまり、④の40に告示第6条第3項第2号の表に基づき40%（ゾーン1内）を乗じます。

・ 告示第6条第3項第2号ハ

各ゾーン間のネット・ポジションの額（ゾーンごとのロング・ポジションに係る額とショート・ポジションに係る額との差）の対当額×告示第6条第3項第2号の表に定める率を乗じた額の合計額

つまり、⑤の40に告示第6条第3項第2号の表に基づき40%（隣接するゾーン間）を乗じます。

上記イ、ロ、ハの合計額が告示第6条第3項第2号で定める額となります。

（「告示」第6条第3項）

Q26 : 適格格付が付与されていない譲渡性預金の預金証書（CD）を保有した場合の金利リスク相当額はどのように計算すればよいですか。

A : 金利リスク相当額は一般市場リスク相当額と個別リスク相当額の合計です。一般市場リスク相当額は、告示第6条第3項及び第4項に基づき、満期日までの残存期間に応じてマチュリティ法あるいはデュレーション法のいずれかにより計算することとなります。また、個別リスク相当額は、告示第6条第6項に規定されているように、「ポジションの時価額×告示第6条第6項の表に定める率」により算出することとなります。上記事例では当該CDは適格格付が付与されていないので、告示第6条第6項の表のうち「その他」に該当し、個別リスク相当額は、「ロング・ポジションの時価額×8%」と「ショート・ポジションの時価額×8%」のうち、いずれか多い額の合計額となります。

（「告示」第6条）

Q27 : 指定国以外の政府債（指定国以外の国又は当該国の中央銀行が発行する債券並びに当該国の政府又は中央銀行が元本の償還及び利息の支払いについて保証している社債券その他の債券をいう。）について適格格付業者により適格格付が付与されている場合の個別リスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 適格格付業者により適格格付が付与されている指定国以外の政府債については、告示第6条第6項の表の「適格債」に該当しますので、当該政府債の残存期間に応じて0.25%、1.00%又は1.60%のいずれかのリスク率を乗じて計算します。

Q 28 : 地方公社債(地方公共団体の設立した公社等が発行する債券。以下本設問において同じ)には、地方公共団体からの「債務保証」を受けている「道路公社債」及び「土地開発公社債」と、地方公共団体からの「損失補償」を受けている「住宅供給公社債」の二つの形態がみられますが、それら地方公社債に対する市場リスク相当額を算出する際、個別リスク相当額の計算に当たり、リスク・ウェイトは地方債証券と同様に扱ってよいですか。

A : 地方公社債は、「金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券」に該当する場合がありますので、各々の地方公社債の法令を調べて判断することとなります。同規定に掲げる有価証券に該当する場合は告示第6条第6項の表に規定する「適格債」として、個別リスク相当額は残存期間に応じて0.25%、1.00%、1.60%のいずれかのリスク・ウェイトを乗じて算出した額になると考えます。該当しない場合は政府債又は適格債のいずれにも該当しない(適格格付業者により適格格付が付与されている場合を除く。)と考えられるので、当該個別リスク相当額については、告示第6条第6項の表の「その他」区分に含まれるものとして8%を乗じて算出した額になります。

なお、上記の3つの地方公社債は金商法第2条第1項第3号に掲げる有価証券に該当するため、政府が元本の償還及び利息の支払いについて保証しているものでなければ適格債に該当します。

Q 29 : 国債先物取引に係る市場リスク相当額はどのように計算すればよいですか。

A : 例えば、原資産である国債(標準物)に変換して金利リスク相当額を計算する方法の場合には以下のような方法により計算する等、適切な方法で算出する方法も考えられます。

なお、計算方法については各社の判断で決定できると考えます。この場合、各社の社内マニュアル等であらかじめ明確にし、当該方法を継続して適用する必要があります。

(具体例)

東京証券取引所に上場されている長期国債先物取引：対象商品は利率年6%、償還期限10年の長期国債標準物

① 派生商品であるため、告示第6条第1項の表により、対当するポジションについては相殺することができます。

この場合、対応する原資産との相殺あるいは、満期の差が7日以内等、一定

の条件の下での相殺が可能です。

なお、告示第6条第1項の表の「満期」とは、国債先物取引の各限月の取引最終日を指します。

② 一般市場リスク相当額は、マチュリティ法を利用する場合は告示第6条第3項及び第4項に基づき計算することになります。この場合、告示第6条第4項第1号の表の適用に当たっては、原資産を国債（標準物）に変換する計算方法であるため、残存期間は債券（標準物）の残存期間となり、常に「7年超 10年以下」となることから、リスク・ウェイトは3.75%を乗じることになります。

③ 個別リスク相当額は、告示第6条第6項に基づき計算することになります。  
（「告示」第6条）

Q 30 : 派生商品の金利リスク相当額の計算に係る告示第6条第1項の表の「留意事項」欄にある「名目価値」とは具体的には何ですか。また、「名目価値が同額」とはどういう意味ですか。

A : 「名目価値」とは、当該派生商品の原資産等の本来価値に相当するもの（つまり契約金額や想定元本）を指します。また、「名目価値が同額」とは、当該派生商品のロング・ポジションとショート・ポジションが対当する状態にあることを言います。

例えば、派生商品合計のロング・ポジションが100億円、ショート・ポジションが50億円あり、それらが同一の原資産に係るもので、かつ、同一通貨建てである場合であって、告示第6条第1項の表に定める条件を満たす場合には、「名目価値が同額」である（つまり対当する）50億円について相殺することができます。

（「告示」第6条第1項の表）

Q 31 : 告示第6条第1項の表において「先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合には、これらを相殺することができる」とされていますが、「対応する原資産のポジション」については、「ヘッジ目的での保有」といった対応関係がないと相殺できないのですか。

A : 「ヘッジ目的での保有」といった対応関係がなくても相殺することは可能です。

（「告示」第6条第1項の表）

Q 32 : 告示第 5 条第 1 項の表の「派生商品一般」に係る留意事項として「金利変動に係るリスク相当額を算出しなければならない」とありますが、エクイティ・スワップ取引等の派生商品についても適用されるのですか。例えば、LIBOR と株式のエクイティ・スワップ取引について株式に係る金利リスク相当額も計算する必要があるのですか。

A : エクイティ・スワップ取引等の派生商品については、株式リスク相当額に加えて告示第 5 条第 1 項の表に基づき、「金利変動に係るリスク相当額」を算出することになります。

例示された LIBOR と株式のエクイティ・スワップ取引についても適用されますが、LIBOR の金利リスク相当額の計算において株式に係る金利リスク相当額が含まれている場合には、金利リスク相当額を二重に計算する必要はありません。

(「告示」第 5 条第 1 項の表)

#### (4) 外国為替リスク相当額

Q 33 : 告示第 3 条第 5 項第 3 号の外国為替等に含まれる「外貨建ての有価証券等」とは、外貨建ての有価証券のほかにもどのようなものを指すのですか。

A : 府令上の「有価証券等」は「有価証券その他の資産及び取引をいう。」と定義されていますので、「外貨建ての有価証券等」とは外貨建ての有価証券をはじめとする全ての外貨建て資産・負債及びオフバランス取引を指します。

したがって、これら外貨建ての有価証券等のポジションについて外国為替リスク相当額を計算することになります。

(「府令」第 178 条第 1 項第 1 号、「告示」第 3 条第 5 項第 3 号)

Q 34 : 当社は外国債券を買い付けるときに、決済日の 1 日前に、海外の銀行(当社名義の口座)に決済代金を送金することにしてあります。決済日前日の当該決済代金については外貨預金として取引先リスク相当額や外国為替リスク相当額を計算する必要がありますか。

A : 外貨預金として経理処理しているのであれば、外貨預金として取引先リスク相当額及び外国為替リスク相当額を計算する必要があります。

(「告示」第 8 条)

(5) その他

Q 35 : 金融商品取引所に上場されている株券が、発行会社の合併等に伴って一旦上場廃止となり、その数日後に新たな会社の株券として上場される予定になっている場合には当該非上場期間においても当該株券の市場リスク相当額を計算することは可能ですか。

A : 合併等により一時的に非上場となる場合にあっては、適切に時価評価できることを条件に、当該非上場期間においても当該株券について市場リスク相当額を計算することができます。

(「府令」第 178 条第 1 項)

Q 36 : 転換社債型新株予約権付社債券の市場リスク相当額はどのように計算すればよいですか。

A :

① 当該転換社債型新株予約権付社債券が府令第 177 条に規定する控除資産に該当する場合には、控除資産として計上することとなります。

② 当該転換社債型新株予約権付社債券が府令第 177 条に規定する控除資産に該当しない場合には、市場リスク相当額を計算することとなります。

イ 告示第 4 条第 10 項本文に基づき、株式リスク相当額と金利リスク相当額に分けて市場リスク相当額を計算する方法

例えば、パリティ価格をベンチマークとしてパリティが 100 以上の場合(株価が転換価格を上回っている場合)、当該株式に転換されたものとしてデルタ・ウェイトされた株式ポジションを算出し市場リスク相当額を計算し、パリティが 100 未満の場合(株価が転換価格を下回っている場合)は転換社債型新株予約権付社債券を社債部分と株式部分に分解し、市場リスク相当額を計算する等、適切な方法で算出する方法も考えられます。

ロ 告示第 4 条第 10 項ただし書に基づき、告示第 4 条第 10 項の表により計算する方法

計算方法については各社の判断で決定できると考えます。この場合、各社の社内マニュアル等であらかじめ明確にし、当該方法を継続して適用する必要があります。

(注) 各社において社内ルールを策定し、運用する場合であっても、採用した計算方法の合理性が説明できることが必要であり、恣意的な計算方法は認められません。

(「告示」第 4 条第 10 項)

Q 37 : 他社株転換条項付社債（EB）の市場リスク相当額についてはどのように計算すればよいですか（府令第 177 条に規定する控除資産に該当する場合を除く。）。

A : 告示第 4 条第 10 項本文に基づき、株式リスク相当額と金利リスク相当額に分けて市場リスク相当額を計算します。

例えば、

- ① 原資産である対象株式に変換する。
- ② 当該株式の時価にリスク・ウェイトを乗じて株式リスク相当額（一般市場リスク相当額・個別リスク相当額）を計算する。
- ③ 当該債券の時価にリスク・ウェイトを乗じて金利リスク相当額（一般市場リスク相当額・個別リスク相当額）を計算する。
- ④ 上記②、③を合わせたものを当該他社株転換条項付社債の市場リスク相当額とする。

というような方法により市場リスク相当額を計算する等、適切な方法で算出する方法も考えられます。

計算方法については各社の判断で決定できると考えます。この場合、各社の社内マニュアル等であらかじめ明確にし、当該方法を継続して適用する必要があります。

（注） 各社において社内ルールを策定し、運用する場合であっても、採用した計算方法の合理性が説明できることが必要であり、恣意的な計算方法は認められません。

（「告示」第 4 条）

Q 38 : 株価指数オプション取引の市場リスク相当額を計算する場合、プット/コール、売り/買い、権利行使価格、限月、上場場所が異なっても、ガンマ・リスク相当額及びベガ・リスク相当額を計算するときには、それらを相殺することが可能ですか。例えば、日経 225 オプション取引と東証株価指数オプション取引のように、異なる株価指数オプション取引間でのガンマ・リスク相当額、ベガ・リスク相当額についても相殺することは可能ですか。

A : 告示第 4 条第 7 項第 1 号により、これらは同一の原資産をもつオプション取引とみなされ、相殺可能です。

（具体例）

まず、日経 225 オプション取引間における相殺を考えます。



	ガンマ P L	ベガ P L (+25%)	ベガ P L (-25%)
日経 225 オプション コール買い 権利行使価格 13,000 2007年10月限 大証上場	+100	+10	-10
日経 225 オプション プット売り 権利行使価格 13,500 2007年12月限 シンガポール取引所 上場	-120	-15	+15
ネット合計	-20	-5	+5… A

上記の場合、ネットガンマ P L は -20 となるため、ガンマ・リスク相当額は 20 となります。また、ネットベガ P L は +25% のときに -5 となるため、結果としてベガ・リスク相当額は 5 となります。

次に、上記のポジション以外に、別の株価指数を対象商品とするオプション取引である東証株価指数オプション取引のポジションを同時に持っていた場合、告示第 4 条第 7 項第 1 号により、これらは同一の原資産を持つオプション取引とみなされ、相殺は可能です。

具体例を挙げると、上記以外に以下のようなオプション取引を行っていた場合のオプション取引全体のガンマ P L、ベガ P L は C のとおりとなります。

	ガンマ P L	ベガ P L (+25%)	ベガ P L (-25%)
東証株価指数オプション コール買い 権利行使価格 1,500 2007年12月限 東証上場	+50	+8	-8… B
オプション取引合計	+30	+3	-3… C = A + B

よって、オプション取引に係るガンマ・リスク相当額はゼロ（ネット P L が +30 で正の値となるため）、ベガ・リスク相当額は 3（ネットベガ P L が -25% の時に -3 となるため）となります。

つまり、告示第 4 条第 7 項第 1 号にある「国が同一」という要件は、同一の株価指数であるのみならず、異なる株価指数であっても、同じ国に所在する発行者（上記事例では日本に所在する発行者）が発行する株式を構成銘柄としているもの同士であれば、この要件を満たすこととなります。

（「告示」第 4 条）

Q38-2 : 残存期間及び表面利率に対応する期間帯が同一である国債のオプション取引について、複数の取引を行っている場合のガンマ・リスク相当額は、どのように算出するのですか。

A : ガンマ・リスク相当額は、各オプション取引等について、次の算式により算出したガンマ・インパクトを、原資産が同一であるオプション取引等ごとに合計したもののうち、負であるものの絶対値の合計額とすることとされています。

$$\text{ガンマ・インパクト} = \frac{1}{2} \times \text{ガンマ} \times V U^2$$

また、「原資産が同一である場合」の要件としては、「債券等に係るオプション取引等については、残存期間及び表面利率に対応する期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること」とされています。

この残存期間及び表面利率に対応する期間帯とは、「マチュリティ法」の場合には、告示第6条第4項第1号の「期間帯（残存期間）及び表面利率」の区分、「デュレーション法」の場合には、告示第6条第4項第2号の「期間帯（残存期間）」の区分に応じたものとなります。

（「告示」第4条第4項、第7項及び第6条第4項）

Q39 : 金先物オプション取引（東京工業品取引所）に関する市場リスク相当額を告示第4条第6項の簡便法で計算した場合には、どのように計算すればよいですか。なお、告示第4条第6項第2号の表にある「オプション取引に係る取引証拠金を金融商品取引所等に預託している場合には当該取引証拠金の額を市場リスク相当額とすることができる」という方法については、本件取引では取引証拠金の預託先が金融商品取引所ではなく商品取引所であることから、当該条項は利用できないものと考えます。  
また、オプション取引の市場リスク相当額の算定に当たり、売りポジションと買いポジションを相殺できますか。

A : 金先物オプション取引は、オプション取引に係るポジションであることから、告示第4条に基づいて市場リスク相当額を計算します。

また、告示第4条第9項にあるとおり、同一のオプションの売りポジションと買いポジションが対当している場合は相殺することができます。

ここでいう「同一のオプション」とは、原資産、権利行使価格、満期日が同一であるものをいい、これらが1つでも異なる場合には、「同一のオプション」とはいえません。

なお、告示第4条第6項第2号の表にある「オプション取引に係る取引証拠金を金融商品取引所等に預託している場合には当該取引証拠金の額を市場リ

スク相当額とすることができる」という方法については、本件取引では取引証拠金の預託先が金融商品取引所ではなく商品取引所であることから、当該方法で市場リスク相当額を計算することはできません。

(注) 商品取引所又は商品取引清算機関に差し入れている取引証拠金に係るリスク相当額については以下のとおりとなります。

1. 現金で差し入れた場合

商品取引所又は商品取引清算機関に現金を差し入れた場合、「短期差入保証金」として認識し経理処理しているときは告示第 15 条第 1 項第 3 号の(注 6)に基づき取引先リスク相当額の計算対象からは除外することができます。

2. 代用有価証券で差し入れた場合

商品取引所又は商品取引清算機関に有価証券で差し入れた場合には、原則として以下のとおりとなります。

- ① 差し入れた代用有価証券がトレーディング商品の場合には、当該代用有価証券のポジションに係る市場リスク相当額を計算します。
- ② 差し入れた代用有価証券が投資有価証券の場合には、控除資産となります。ただし、当該代用有価証券が府令第 177 条第 1 項第 1 号イからハのいずれかに該当する場合は、①と同様に市場リスク相当額を計算します(この場合は控除資産とはなりません。)
- ③ 代用有価証券が、借入有価証券など貸借対照表に計上しない有価証券であれば、ポジションと認識されないため市場リスク相当額の計算は必要ありません。

(「告示」第 4 条)

Q 40 : (削 除)
--------------

Q 41 : 匿名組合出資金(流動資産。金商法第 2 条第 2 項第 5 号に規定するみなし有価証券)の市場リスク相当額はどのように計算すればよいですか。
---

A : 告示第 4 条第 10 項の表により、「その他の有価証券等」として、当該匿名組合出資金の額に、100%を乗じて市場リスク相当額の計算を行うこととなります。

(「告示」第 4 条第 10 項の表)

Q41-2 : 証券化証券等について複数の適格格付業者の格付を利用するに当たり、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いなければならないこととされています。このことから、例えば、同一の証券化取引を構成する証券化証券等について、個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用する事例が想定されます。

具体例として、証券会社が予め適格格付業者A社と適格格付業者B社の格付を用いることとしていた場合、これら二つの適格格付業者が以下のような格付を付与していたとします。

- ・ 同一の証券化取引のシニアについて適格格付業者A社はAAA格、適格格付業者B社はAA格と評価
- ・ 同一の証券化取引のジュニアについて適格格付業者A社はBBB格、適格格付業者B社はA格と評価

上記の例では、シニアはB社が付与したAA格、ジュニアについてはA社が付与したBBB格を用いる、ということが認められると考えられます。

この場合、第14条の2第3項第2号及び同条第5項第2号の「証券化取引における格付の利用に関する基準」を満たさない場合に該当するのですか。

A : 例えば、あらかじめ社内マニュアル等において、「当社は適格格付業者A社及びB社の格付を利用する」旨の定めがあり、当該適格格付業者が付与する格付を継続性をもって利用しているのであれば、個別の証券化証券等ごとに異なる適格格付業者から取得した格付を利用する場合であっても、「証券化取引における格付の利用に関する基準」を満たさない場合には該当しないと考えます。

(「告示」第14条の2第3項第2号、第5項第2号、第6項)

Q41-3 : 無格付の証券化証券等の個別リスク相当額等に係る特例として、所定の要件のすべてを満たす場合は、「無格付の証券化証券等について、当該証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等に対して適用される個別リスク相当額の加重平均値を適用することができる」とされていますが、例えば、当該証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等が「不動産」の場合、どのように計算すればよいのですか。

A : 証券化証券等の裏付資産を構成する個別の有価証券等が「不動産」の場合で、無格付の証券化証券等の個別リスク相当額等に係る特例として、所定の要件のすべてを満たす場合には、告示第4条第10項の表の「その他の有価証券等」として、当該不動産のポジションに100%のリスク・ウェイトを乗じて計算します。

(「告示」第14条の2第3項、第14条の3第1項)

### 3. 取引先リスク相当額関連

Q42 : 貸付金のリスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 貸付金については、原則として、「短期貸付金」と「長期貸付金」に区分して計算します。

#### 1. 短期貸付金の場合

次の区分により、控除資産又は取引先リスク相当額を計算します。

##### ① 貸付先が関係会社（連結会社を除く）の場合

控除資産として計算します（リスク相当額の計算対象にはなりません。）。

##### ② 貸付先が連結会社又は一般取引先の場合

当該貸付先に係る取引先リスク相当額を計算します。なお、取引先リスク相当額の計算に当たっては、当該貸付先の連結親会社が適格格付を付与されていれば、当該貸付先が適格格付以外の格付を付与されている場合を除き、当該貸付先も適格格付を付与されたものとみなして計算します。

※ 貸付先が自社の劣後債務の借入先又は自社の発行する劣後特約付社債の保有者となる場合で、府令 176 条第 4 項第 3 号に該当する場合には、当該貸付金の額を当該劣後債務等の額から控除して補完的項目を計算します。

※ 外国証券会社在日本支店のグループ会社（連結会社に該当する会社に限る。）に対する短期貸付金は上記②に該当します。

#### 2. 長期貸付金の場合

固定資産となるため、控除資産として計算します。

#### 3. 貸付金をトレーディング商品として処理している場合

上記 1.及び 2.にかかわらず、貸付金を公正かつ妥当な会計基準に則りトレーディング商品として処理でき、かつ、その他の金利リスク商品と同様に時価評価及びリスク管理できる場合には、市場リスク相当額の計算対象として計算することができます（この場合には取引先リスク相当額の計算対象にはなりません）。

この場合には次のいずれかの方法で計算します。

① 金利リスク相当額の計算対象として、一般市場リスク相当額は告示第 6 条に規定する「マチュリティ法」又は「デュレーション法」により、個別リスク相当額は告示第 6 条第 6 項によりそれぞれ計算する方法

② 市場リスク相当額（外国為替リスク相当額を除く。）を告示第 4 条第 10 項の表の「上記以外の金銭債権（有価証券を除く。）」として計算する方法

また、当該貸付金が外貨である場合には別途外国為替リスク相当額を計算する必要があります。

なお、トレーディング商品として処理する会計上の判断については、公認会計士等と協議し決定したうえで、継続的に適用する必要があります。

(注) 例えば、財務省の「交付税及び譲与税配付金特別会計」向け貸出債権など、適格格付業者による適格格付のない貸出債権をトレーディング商品として保有している場合の金利リスク相当額の計算については、当該貸出債権を公正かつ妥当な会計基準に則りトレーディング商品として処理でき、かつ、日々時価評価及びリスク管理できる場合には、金利リスク相当額の計算対象として計算することができます。

金利リスク相当額は一般市場リスク相当額と個別リスク相当額をそれぞれ次のとおり計算した合計額になります。

一般市場リスク相当額は、「マチュリティ法」又は「デュレーション法」により計算します。

個別リスク相当額は、当該貸出債権は適格格付業者による適格格付を付与されていないことから告示第6条第6項の表の「その他」に該当し、当該貸出債権の時価額に8%を乗じて計算します。

なお、当該貸出債権をトレーディング商品として処理せず、短期貸付金として処理している場合には取引先リスク相当額の計算対象となります(上記1.を参照してください)。

(「府令」第177条第1項第1号、第3号ハ、「告示」第3条第5項第2号、第4条第10項の表、第6条、第15条第1項第3号の表)

Q 43	: 金銭の貸付けを受けるために投資有価証券を担保として差し入れている場合、当該投資有価証券に係る取引先リスク相当額を計算する必要がありますか。
------	---

A : 担保として差し入れている投資有価証券については取引先リスク相当額の計算対象にはなりません。投資有価証券を次の場合に区分して市場リスク相当額等を計算することになります。

- ① 当該投資有価証券が府令第177条第1項第1号イからハのいずれかに該当する場合は、当該投資有価証券に係る市場リスク相当額を計算します。
- ② 当該投資有価証券が府令第177条第1項第1号イからハのいずれかに該当しない場合は、控除資産として計算します。

(「府令」第177条)

Q 44 : 金融商品取引清算機関に預託している清算基金に係るリスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 現金で預託している場合と代用有価証券で預託している場合で取扱いが異なります。それぞれ次のとおりです。

1. 現金で預託している場合

現金で預託し、「短期差入保証金」として経理処理している場合には、告示第 15 条第 1 項第 3 号の（注 6）に基づき取引先リスク相当額の計算対象から除外することができます。

2. 代用有価証券で預託している場合

代用有価証券で預託している場合には、原則として、以下のとおりです。

① 預託している代用有価証券がトレーディング商品の場合には、当該代用有価証券のポジションに係る市場リスク相当額を計算することになります。

② 預託している代用有価証券が投資有価証券の場合には、控除資産となります。ただし、当該代用有価証券が府令第 177 条第 1 項第 1 号イからハのいずれかに該当する場合には、①と同様に市場リスク相当額を計算することになります（この場合は控除資産とはなりません。）。

③ 預託している代用有価証券が借入有価証券などの貸借対照表に計上されない有価証券の場合には、ポジションと認識されないため市場リスク相当額の計算は必要ありません。また、控除資産にもなりません。

（「告示」第 15 条）

Q 45 : 顧客から借り入れた株券を別の顧客に貸し付けた場合の取引先リスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 告示第 15 条第 1 項及び第 4 項により、①告示第 15 条第 1 項第 1 号の表に従って計算する方法と②告示第 15 条第 4 項の表に従って計算する方法の 2 つの方法があります。いずれの方法を採用するかは各社の判断となります。

1. 告示第 15 条第 1 項第 1 号に従って計算する方法

告示第 15 条第 1 項第 1 号による場合は、当該貸し付けた株券の額に取引区分の「株式関連取引」の与信期間に応じた掛目を乗じて与信相当額を算出し、当該与信相当額に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先区分により該当する率（リスク・ウェイト）を乗じて計算します。

なお、借り入れた株券に係る取引先リスク相当額は、与信相当額が正の値とならない限りは認識しません。

2. 告示第 15 条第 4 項の表に従って計算する方法

告示第 15 条第 4 項の表による場合は、借り入れた株券に係る取引先リ

スク相当額と貸し付けた株券に係る取引先リスク相当額とに分けてそれぞれ計算します。

まず、貸し付けた株券に係る取引先リスク相当額については取引区分の「貸借取引（貸付け）」に従って、当該貸し付けた株券の時価額から受け入れている担保金その他の資産の時価額を控除した額（正の値となるものに限ります。）に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先区分により該当する率（リスク・ウェイト）を乗じて計算します。

次に、借り入れた株券に係る取引先リスク相当額については取引区分の「貸借取引（借入れ）」に従って、借入先に差し入れている担保金その他の資産の時価額から当該借り入れた株券の時価額を控除した額（正の値となるものに限ります。）に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先区分により該当する率（リスク・ウェイト）を乗じて計算します。

（「告示」第 15 条）

Q 46 : 特約付株券貸借取引（※）の取引先リスク相当額の計算は、どのように行えばよいですか。なお、当社は、顧客との間の貸借取引（当社が借入れ）の取引先リスク相当額はゼロとしており、また、他社との間の貸借取引（当社が貸付け）についても当該貸借取引の原始顧客は当社ではないため、取引先リスク相当額はゼロとしています。

※ 特約付株券貸借取引…顧客の株券を他の証券会社に貸し出すもので、契約上は顧客対当社の貸借取引契約（顧客が当社に無担保で株券を貸し出し）と当社对他社の貸借取引契約（当社が他社に当該株券を無担保で貸し出し）となっており、顧客との間の契約において、「当社は当該株券を他社に貸し出す」旨及び「当該他社が株券を返還しない場合には、当社も顧客に返還しなくてもよい」旨の条項が盛り込まれているもの。

A : 当社対顧客間の貸借取引（当社が借入れ）については、当社は担保を差し入れているため、与信相当額はゼロとなり、取引先リスク相当額はゼロとなります。

一方、当社对他社（当社が貸付け）については、当社は担保を受け入れずに貸付けを行っていることから、当該他社に対する与信相当額が発生することとなり、当該与信相当額に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表のリスク・ウェイトを乗じて取引先リスク相当額を計算することとなります。

（「告示」第 15 条第 1 項第 1 号の表及び第 4 項の表）

Q 47 : マネー・マネジメント・ファンド（MMF）や中期国債ファンド等のキャッシングについて取引先リスク相当額を計算する必要がありますか。

A : 金商法第 35 条第 1 項第 7 号に該当する累積投資契約の締結業務を行う証券会社が MMF や中期国債ファンド等のキャッシング業務を行った場合、キャッシング当日から翌営業日（返済時）まで顧客に対する貸付けを行うことと



なり、当該キャッシング額を「その他の貸付金」（短期貸付金）として処理することになると考えられますが、告示第 15 条第 5 項において「取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合は、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額を与信相当額から控除できる」とあります。

したがって、キャッシングはMMFや中期国債ファンド等を担保にしたものであるため、この場合は、キャッシングに係る短期貸付金の与信相当額からMMFや中期国債ファンド等の時価額を控除すれば結果的に当該短期貸付金に係る与信相当額はゼロになるため、取引先リスク相当額もゼロになると考えられます。

一方、上記累積投資契約の締結業務を行う証券会社に取り次ぐ業務（いわゆる累積投資業務の代理業務）を行う証券会社は、その顧客からキャッシングの申込みを受けた場合、取次ぎ先の証券会社に代わって顧客に立替払いを行うため、当該額を「その他の立替金」として処理することになると考えられます。したがって、この場合は当該額については取引先リスク相当額の計上は不要となります。

（「告示」第 15 条）

Q 48 : 貸出債権に係る取引先リスク相当額について第三者による債務保証契約によりヘッジし、そのヘッジ効果が法的に有効な場合には、取引先リスク相当額の計算において当該貸出債権に係る与信相当額の算出に当たっての取引先は当該第三者（＝債務保証者）となるのでしょうか。

A : 当該債務保証契約によるヘッジ効果が法的に有効な場合であっても、そのヘッジ効果を反映した形での取引先リスク相当額の計算は認められていませんので、与信相当額の算出に当たっての取引先を当該第三者（＝債務保証者）とすることはできません。

（「告示」第 15 条）

Q 49 : 保証債務については告示第 15 条第 1 項第 3 号の表及び第 3 項第 3 号の表により取引先リスク相当額を計算しますが、計算に際し、当該保証債務に係る名目上の取引先（債務保証契約の締結先）ではなく、実際の与信が生じている相手先（被保証債務先）を「取引先」として取引先リスク相当額を計算することも認められますか。  
また、「実際の与信が生じている相手先を取引先とする」ことが認められる場合において、当該債務保証による与信を他の保証契約等の締結その他法的に有効な方法により当社から他社に移転されている場合もこれに含まれることとなりますか。

A : 保証債務に係る名目上の取引先（債務保証契約の締結先）と実際の与信が生じている相手先（被保証債務先）とが異なる場合には、実際の与信が生じている相手先（被保証債務先）を「取引先」として取引先リスク相当額を計

算することになります。

また、当該債務保証による与信を法的に有効な方法で第三者に移転しても、現行府令の解釈上、取引先リスク相当額の算定に反映することはできないと考えられます。(Q48 参照)

(「告示」第 15 条第 9 項)

Q50 : 取引先リスク相当額の対象である貸付金について、ローン・パーティシペーション契約により当該貸出債権に係る信用リスクを他者に移転した場合の取引先リスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 当該ローン・パーティシペーション契約が、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示(平成7年6月1日付会計制度委員会報告第3号)」に掲げる全ての要件を満たす場合には、当該貸出債権の貸出先(原債務者)に対する信用リスクは参加利益の売却により当該ローン・パーティシペーション契約の相手方に移転するため、その参加割合に応じて減額されると考えられます。したがって、当該貸付金に係る与信相当額についても同様に減額して取引先リスク相当額を計算することができます。

(「告示」第 15 条)

Q51 : 告示第 15 条第 4 項の表に基づき外国為替証拠金取引に係る取引先リスク相当額を計算する場合、どのように計算するのですか。また、この計算の際には取引相手方から預託を受けた証拠金を控除することができますか。

A : 告示第 15 条第 5 項に「預託を受けている担保金その他の資産の時価額を与信相当額から控除することができる」旨が規定されていますので、取引相手方から預託を受けた証拠金を与信相当額から控除することができます。

取引先リスク相当額の計算は具体的には次のようになります。

例えば、顧客との間で当社が相手方となって外国為替証拠金取引を行う場合において、顧客から 100 万円の証拠金を受け入れて、顧客が 1,000 万円分の取引を行った場合、

- ① 想定元本である 1,000 万円に告示第 15 条第 4 項の表の外国為替関連取引欄の期間に応じた掛目を乗じて与信相当額を算出します。
- ② 当該与信相当額から預託を受けた証拠金額を控除します。
- ③ 控除後の額に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先の区分に応じた率(リスク・ウェイト)を乗じて取引先リスク相当額を計算します。

(注) 外国為替証拠金取引の取引先リスク相当額については、告示第 15 条第 1 項第 1 号の表に基づいて計算することも可能です。

(「告示」第 15 条第 4 項の表)

Q 52 : 連結会社が発行したコマーシャル・ペーパー（C P）に係るリスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 告示第 15 条第 1 項第 3 号の表の（注 8）により、当該 C P の額面（＝当該与信相当額）に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先区分により該当する率（リスク・ウェイト）を乗じて取引先リスク相当額を計算します。

なお、トレーディング商品勘定で計上されるものについては、告示第 6 条により市場リスク相当額（金利リスク相当額）を計算します。

なお、連結会社が発行した C P は控除資産には該当しません（府令第 177 条第 1 項第 4 号イ）。

（「府令」第 177 条、「告示」第 15 条第 1 項第 3 号の表）

Q 53 : 委託者兼受益者と受託者（信託銀行）が特定金銭信託契約を結び、受託者である信託銀行が金銭で信託財産を設定した後、国債等を購入し、それを担保として第三者である証券会社との間でデリバティブ取引を行って運用している事例があります。

この場合、証券会社は当該デリバティブ取引の取引先リスク相当額の計算において、取引の相手方を委託者兼受益者と受託者のどちらとしたらよいでしょうか。ただし、受託者（信託銀行）とデリバティブ取引の相手方である第三者（証券会社）の間では、受託者が自己の財産をもって債務を弁済しない旨の特約はないものとします。

A : 当該信託財産に係る取引の契約相手方が「取引の相手方」になります。つまり、当該取引のために証券会社に口座を開設した者（口座名義人）が取引の相手方になります。

通常、特定金銭信託や金銭外信託の場合は信託財産を管理する信託銀行が証券会社における口座開設者（口座名義人）となりますので、取引の相手方は信託銀行になります。

（「告示」第 15 条）

Q 54 : 責任財産限定条項付き（リミテッド・リコース）取引に係る取引先リスク相当額について、告示第 15 条第 3 項第 3 号の表に規定するリスク・ウェイトについては、当該商品に係る口座開設者である信託銀行等ではなく、その他の法人等として 25% を適用するという考えでよいですか。

A : 取引の相手方は金融機関（信託銀行等）ではありますが、債務の履行が責任財産に限定されているため、総合的な信用力が劣ると考え、その他の法人等と同様のリスク・ウェイトとして最大の 25% を適用します。

（参考）責任財産限定条項とは、一般的に、契約に係る債務の負担額を当該条項に定める額に限定するものです。

例えば、受託者（信託銀行）が信託財産に関して第三者との間で取引を行う場合、受託者自身が第三者に対し債務を負担することが原則となりますが、責任財産限定条項付き取引の場合、当該第三者との間の取引契約に「責任財産額を信託財産の範囲とする」旨の責任財産限定条項を付すことにより、受託者は当該第三者に対して信託財産（責任財産）の範囲を超える部分について履行責任を負わないこととなります。

（「告示」第 15 条第 3 項第 3 号の表）

Q 55 : 取引先リスク相当額の計算において、スワップションの契約期間はどのように考えるのですか。

A : 当該スワップションの契約日から当該スワップションの権利行使により開始されるスワップ取引の満期日までの期間が、契約期間となります。

（「告示」第 15 条）

Q 56 : 金商法第 35 条第 2 項第 3 号に規定する貸金業として、顧客との間で金銭の貸付に係るコミットメント・ラインの設定契約を結び、その契約に定める額の範囲内において短期貸付けを行った場合の取引先リスク相当額についてはどのように計算すればよいですか。

※ コミットメント・ライン…貸付者と借入者との間で、契約により予め設定した極度額及び期間の範囲内で貸付を行うことを約する契約のこと。

A :

(1) コミットメント・ライン設定契約締結後に、短期貸付けが行われた場合には、告示第 15 条第 1 項に従い、短期貸付金の与信相当額（告示第 15 条第 1 項第 3 号の表により帳簿価額となります。）に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先の区分に応じたリスク・ウェイトを乗じて計算することとなります。なお、当該貸付金の貸付先から担保金その他の資産の預託を受けている場合は、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額（当該預託を受けている担保金その他の資産が有価証券等である場合にあっては、当該有価証券等に係る市場リスク相当額を控除した後の額）を与信相当額から控除することができます。

(2) コミットメント・ライン設定契約の締結を行ったものの、金銭の貸付けが実行されていない場合、取引先リスク相当額の計算は不要となります（取引先リスク相当額はゼロとなります。）。

（「告示」第 15 条）

Q 57 : 預金に係る取引先リスク相当額はどのように計算するのですか。

A : 預金については、告示第 15 条第 1 項第 3 号の表に基づき、当該預金の帳簿価額に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表に定める率（リスク・ウェイト）を乗じて取引先リスク相当額を計算することになります。ただし、預金保険の保護対象となっている金額までは取引先リスク相当額の計算対象から除くことができることとされています。

つまり、預金保険法第 54 条第 1 項に規定する支払対象一般預金等（同条第 1 項及び第 2 項に規定する保険金額（＝1,000 万円）に限る。）及び同法第 54 条の 2 第 1 項に規定する支払対象決済用預金（全額）については、取引先リスク相当額の計算対象から除くことができることとされています。

（「告示」第 15 条第 1 項第 3 号の表）

Q 58 : 期間 1 年超の定期預金はどのように取り扱うのですか。

A : 企業会計原則に従って、貸借対照表日の翌日から起算して 1 年以内に満期日が到来するものについては「流動資産」に属することとなり、「預金」としての取引先リスク相当額を計算します。

一方、貸借対照表日の翌日から起算して 1 年を超えて満期日が到来するものについては「固定資産（投資その他の資産）」に属することとなり、「控除資産」として取り扱うこととなります。

（参考） 企業会計原則注解 注 16（抜粋）

「…現金預金は、原則として、流動資産に属するが、預金については、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限が到来するものは、流動資産に属するものとし、期限が一年を超えて到来するものは、投資その他の資産に属するものとする。…」

（「告示」第 15 条第 1 項第 3 号の表）

Q 59 : 郵便貯金に係る取引先リスク相当額についてはどのように計算すればよいのですか。

A : 平成 19 年 10 月 1 日、日本郵政公社は持株会社と 4 事業会社に民営化、分社化されることとなり、通常郵便貯金、通常貯蓄貯金等は株式会社ゆうちょ銀行に承継され、定額郵便貯金、定期郵便貯金等は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継されました。

このうち、通常郵便貯金、通常貯蓄貯金等は政府保証がないため、告示第 15 条第 1 項第 3 号の表に基づき、民営化後に預け入れされる貯金と合算して、当該貯金の帳簿価額に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表に定める率（リスク・ウ

ェイト)を乗じて取引先リスク相当額を計算することになります。この場合、同行は「適格格付を付与されていない金融機関等」に該当するため、リスク・ウェイトは5%となります。ただし、預金保険の保護対象となっている金額までは取引先リスク相当額の計算対象から除くことができることとされています。

一方、定額郵便貯金、定期郵便貯金等は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に承継されており、同機構は「政府機関」に該当するため、リスク・ウェイトは0%となります。

(参考) 株式会社かんぽ生命保険も「適格格付を付与されていない金融機関等」に該当し、リスク・ウェイトは5%となります。

Q 60 : 顧客分別金信託について取引先リスク相当額を計算する必要がありますか。

A : 告示第15条第1項第3号の表の(注10)により、金商法第43条の2第2項に規定する顧客分別金信託については取引先リスク相当額の計算は必要ありません。また、府令第177条第1項第3号イにより控除資産の対象からも除外されています。

(「告示」第15条第1項)

Q 61 : 個別貸倒引当金を計上している資産等(短期貸付金等)については、取引先リスク相当額の計算に当たり、当該貸倒引当金の額を与信相当額から控除してよいですか。

A : 現行府令において、貸倒引当金の計上額を控除できることはされていないため、貸倒引当金の額を与信相当額から控除することはできません。

(「告示」第15条)

Q 62 : 未収収益に係る取引先リスク相当額の計算上、信用取引に係る管理費と名義書換料を未収収益から控除することができますか。

A : 告示第15条第1項第3号の表の(注4)に、「未収収益のうち信用取引に係る委託手数料、有価証券品貸料、受取利息、名義書換の手續料、信用取引管理費及び信用取引貸株料であって、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、当該金額を未収収益から除き、信用取引資産に計上することができる。」と規定されており、それ以外のものは未収収益から控除できないこととされています。

(「告示」第15条第1項第3号の表)

Q 63 : 顧客から締め後に入金があった場合、仮に当該顧客に対する「顧客への立替金」の計上がなされていたとしても、事実上、立替金は発生していないので取引先リスク相当額を計算する必要はないと考えてよいですか。

A : このようなケースにおいて、当日付けで「顧客への立替金」が会計計上されるのであれば、取引先リスク相当額を算出する必要があると考えられます。  
(「告示」第 15 条第 1 項第 3 号の表)

Q 64 : 9 月 30 日を受渡日とする非居住者との外国証券の取引 (D V P 契約を締結していない取引) が受渡不履行となった場合、翌 10 月 1 日現在の当該取引に係る取引先リスク相当額はどのように計算するのですか。

A : D V P 取引以外の取引に係る取引先リスク相当額は、告示第 15 条第 1 項第 5 号の表に規定する「D V P 取引以外の取引」の区分に基づき与信相当額を計算し、当該与信相当額に告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先区分により該当する率 (リスク・ウェイト) を乗じて計算します。ただし、告示第 15 条第 1 項第 5 号の表の (注 1) に「D V P 取引以外の取引における決済が、非居住者との間で行われるような場合には、その受渡不履行に係る与信相当額については、受渡予定日から 1 日間算出しないこととすることができる。」旨が規定されていますので、本件の場合には 10 月 1 日の取引先リスク相当額を算出しないことができます。

(「告示」第 15 条第 1 項第 5 号の表)

Q 65 : 当社は金融商品取引所の取引参加者ではないため、顧客から上場株式の買い注文を受け、取次ぎ母店 (取引参加者) に注文をつなぎました。その後、受渡日に顧客から買付代金を受領し、取次ぎ母店に支払ったもののフェイルが発生し、取次ぎ母店から買付株式が入庫されませんでした。この場合の取引先リスク相当額をどのように計算すればよいですか。

A : この場合、顧客から買付代金を受領しているため、顧客に対する取引先リスク相当額を計算する必要はありません。

一方、取次ぎ母店からは買い付けた株式が入庫されていないので取引先リスク相当額を計算する必要があります。告示第 15 条第 1 項第 5 号の表の「D V P 取引以外の取引 (受け方)」の区分により掛目を乗じて与信相当額を算出し、告示第 15 条第 3 項第 3 号の表の取引先の区分に応じた率 (リスク・ウェイト) を乗じて取引先リスク相当額を計算します。

(「告示」第 15 条第 1 項第 5 号の表)

Q 66 : 外国証券を買い付けましたが、売り方が外国証券を準備できないためフェイルが発生しました。当社は決済代金（ドル建て）を海外の銀行（当社名義の口座）に預けてあります。この場合、どのようなリスク計算をするのですか。

A : フェイルが発生していますので、告示第 15 条第 1 項第 5 号の表に基づき取引先リスク相当額を計算する必要があります。また、ドル建ての外貨預金について取引先リスク相当額及び外国為替リスク相当額を計算する必要があります。

（「告示」第 8 条、第 15 条第 1 項第 5 号の表）

Q 67 : 告示第 15 条第 1 項第 5 号の表に基づき、受渡不履行（フェイル）となっている取引に係る取引先リスク相当額を計算する場合において、その取引相手方が日本証券クリアリング機構（J S C C）であって「約定価額」を把握することが困難なものについては、どのように与信相当額を求めればよいですか。

A : 例えば、一の銘柄の同一約定日（受渡日が同一のものに限る。）における総約定金額を当該銘柄の取引数量で除して平均単価を算出し、当該平均単価にフェイルした数量を乗じて、フェイル分の約定価額を計算する等、適切な方法でフェイル分の約定価額を算出し、与信相当額を求めることとなります。

（「告示」第 15 条第 1 項第 5 号の表）

Q 68 : 同一の金融機関に預金の預け入れと金銭の借入れ（借入金）がある場合において、当該預金を当該借入金の担保としていませんが、当該借入金の借入契約で預金と借入金の相殺条項を設けている場合には、当該預金に係る取引先リスク相当額の計算において当該借入金の額を当該預金の額から控除して与信相当額を計算することができますか。

A : 告示第 15 条第 1 項第 3 号の（注 1）に「預金を担保に供した場合で、当該預金の預け先と借入金の借入先が同一金融機関である場合には、当該預金を除くことができる。」旨が規定されており、控除できるのは預金を借入金の担保としている場合に限られています。

（「告示」第 15 条第 1 項第 3 号の表）



Q 69 : 金融庁の監督指針Ⅳ-2-4(3)②の「法的に有効な相対ネットティング契約の確認」において、当該相対ネットティング契約の法的有効性について「法的見解(リーガル・オピニオン)」を必要に応じ書面により確認することが求められていますが、この法的見解(リーガル・オピニオン)の書面による確認は、取引の相手方ごとに必要なのですか。

また、ISDAのマスター・アグリーメントや日本証券業協会の基本契約書参考様式等を使用する場合においても各社で法的見解(リーガル・オピニオン)を取得する必要がありますか。

さらに、法的見解(リーガル・オピニオン)を作成する者の条件や当該法的見解(リーガル・オピニオン)に係る法的責任の有無などの要件がありますか。

A : 法的見解(リーガル・オピニオン)の書面による確認は取引の契約内容ごとに行う必要があります。例えば、一の契約について法的見解(リーガル・オピニオン)を書面により確認すれば、同一内容の契約を締結する取引相手ごとに法的見解(リーガル・オピニオン)の書面による確認を行う必要はなく、既にある法的見解(リーガル・オピニオン)を参照して、取引の相手方ごとにネットティング契約の法的有効性を判断すればよいこととなります。

したがって、ISDAのマスター・アグリーメントや日本証券業協会の基本契約書参考様式等を実際の契約に使用する場合であって、ISDAや日本証券業協会等が相対ネットティング契約の法的有効性について法的見解(リーガル・オピニオン)を取得している場合には、当該法的見解(リーガル・オピニオン)により個々の取引先ごとに確認することでも構いません。

法的見解(リーガル・オピニオン)の作成者については、法律事務所や自社の法務担当部署など各社において最善と判断した者によって作成されていれば結構です。また、法的見解(リーガル・オピニオン)の作成者の当該法的見解(リーガル・オピニオン)に関する法的責任については、各社の責任においてその内容の合理性が判断されていればよいこととなります。したがって、法的見解(リーガル・オピニオン)の作成者が名宛人に対して負っている法的責任についてはその内容の合理性が判断される限りにおいては考慮する必要はありません。

(「告示」第15条第1項第1号の表の(注2))

Q 70 : 異なる種類の商品間でのクロス・プロダクト・ネットティングを認める基本契約(例えばISDA等)を締結している場合における取引先リスク相当額の計算にあつては、当該基本契約に基づき、異なる種類の商品間でのネットティングを行い、当該ネットティング後のポジションについて与信相当額を算出することができますか。

A : 取引先リスク相当額の計算上、包括的な債権債務の相殺に基づき与信相当額を算出する場合には、あらかじめ、法的に有効な相対ネットティング契約で

あるかどうかを金融庁の監督指針Ⅳ－２－４（３）②に基づいて確認する必要があります。ここで確認された範囲での法的に有効なネットィングであれば、当該ネットィング後の額により与信相当額を算出することができます。したがって、同監督指針により確認された範囲であれば、異なる種類の商品間でのクロス・プロダクト・ネットィングであっても、当該ネットィング後の額により与信相当額を算出することができます。

なお、I S D A等が作成している基本契約の相殺条項に基づく相殺については、当該基本契約についてI S D A等が取得したリーガル・オピニオンを参照して、個々の取引先ごとにネットィング契約の法的有効性を確認することになります。

また、基本契約の範囲内での包括的な債権債務の相殺を可能とする意見のもとでは、当該基本契約を締結している取引相手方であっても他の契約に基づく取引等に係る債権債務までも包括的に相殺することはできないものと思われまますので、ご注意ください。

（「告示」第15条）

Q71 : 告示第15条第3項第3号の表の「取引先」欄に「指定国の政府機関」とありますが、この「政府機関」とはどこまでをいうのですか。
---

A : 府令や告示上の定義はありませんが、次のように考えられます。

特別の法律に基づき設立された法人（業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）で、次のいずれかに該当するもの

- ① 政府が過半を出資している法人（株式会社を除く。）
- ② 政府が出資している法人（株式会社を除く。）で、かつ、法律の定めるところにより当該法人の予算・決算について国会の議決（承認を含む。③において同じ。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。以下同じ。）の認可（承認を含む。以下同じ。）を受けなければならない法人
- ③ 政府が過半を出資している法人（株式会社に限る。④において同じ。）で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算について、国会の議決を得、又は主務大臣の認可を受け、及び当該法人の決算報告書を国会に提出しなければならない法人
- ④ 政府が過半を出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の債券及び借入金の償還計画について、主務大臣の認可を受けなければならない法人

我が国の政府機関の主な具体例としては以下のものが考えられます。

イ 公団

ロ 事業団

ハ 政府系金融機関（日本政策投資銀行など）

※ 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」といいます。）は、株式会社日本政策投資銀行法第9条において、同法第3条第1項第1号に規定する預金の受入れ又は金融債（日本政策投資銀行債）の発行を開始しようとするときは、内閣総理大臣の同意の下、あらかじめ財務大臣の承認を受けなければならないこととされており、当該承認を受けた後の会社については、同法第10条に基づき、銀行法の規定が準用されます。財務大臣による当該承認を受けた後の会社は、告示第15条第3項第3号の表に定める「適格格付を付与された金融機関等」又は「適格格付を付与されていない金融機関等」のいずれかに該当することとなり、前者であればリスク・ウェイトは1.2%、後者であればリスク・ウェイトは5%となります。

なお、会社が、財務大臣による当該承認を受ける前において、政府による出資が過半を下回ることとなる場合には、会社が当該承認を受けるまでの間、告示第15条第3項第3号の表に定める「適格格付を付与されたその他の法人等」又は「適格格付を付与されていないその他の法人等」のいずれかに該当することとなり、前者であればリスク・ウェイトは6%、後者であればリスク・ウェイトは25%となります。

（「告示」第15条第3項第3号の表）

Q72 : 告示第15条第1項第1号の取引先リスク相当額の算出におけるアドオンの計算において、複雑なデリバティブ関連商品にあっては、契約上、想定元本や残存期間等の定義そのものがない場合がありますが、そのような場合におけるアドオンの計算をどのように行えばよいですか。例えば、以下の銀行の告示にある計算をしてもよいですか。

※ 「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」

第79条の2第3項第1号（抜粋）

・ 本文

「元本を複数回交換する取引については、アドオンを算出するに当たり、各掛目を残存交換回数倍する。」

・ （注1）

「特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が1年超の金利関連取引については、アドオン掛目は0.5%を下限とする。」

A : アドオンの計算方法は、参考となる情報を参照して計算する等、各社の判断で決定できると考えます。この場合、各社の社内マニュアル等であらかじめ明確にし、当該方法を継続して適用する必要があります。例えば、上記の「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」第79条の

2 第 3 項第 1 号の規定を参考に計算する方法も考えられます。

(注) 各社において社内ルールを策定し、運用する場合であっても、採用した計算方法の合理性が説明できることが必要であり、恣意的な計算方法は認められません。

(「告示」第 15 条)

Q73 : クレジット・デリバティブ取引に係る取引先リスク相当額の計算に当たり、告示第 15 条第 1 項第 1 号の表に規定される取引区分のうち、どの取引区分の掛目を乗じて計算すればよいですか。  
また、市場リスク相当額は、どのように計算すればよいですか。

A : 計算方法については各社の判断で決定できると考えます。

ただし、市場リスク相当額の計算において、クレジット・デリバティブによりヘッジを行われたポジションに関する個別リスクを相殺する場合には、第 6 条第 7 項に従わなければなりません。

#### 1. 市場リスク相当額

例えば、以下のような方法で計算する等、適切な方法で計算する方法も考えられます。

##### (1) 一般市場リスク相当額

###### ① トータル・リターン・スワップ

参照資産及び政府債の 2 つのポジション（ロング・ポジション及びショート・ポジションの組合せ）を認識し、当該 2 つのポジションに係る一般市場リスク相当額を計算する。

###### ② クレジット・デフォルト・スワップ

一般市場リスク相当額の計算は行わないが、手数料が定期的に支払われる取引形態の場合は、政府債のポジションを認識し、当該政府債のポジションに係る一般市場リスク相当額を計算する。

###### ③ クレジット・リンク債

当該クレジット・リンク債自体のポジションを認識する。

##### (2) 個別リスク相当額

① プロテクション売却の場合は参照資産のロング・ポジションを、プロテクション購入の場合は参照資産のショート・ポジションを認識し、当該ポジションに係る個別リスク相当額を計算する。

② クレジット・デリバティブによりヘッジを行われたポジションに関する個別リスクの相殺については、第 6 条第 7 項に従う。

#### 2. 取引先リスク相当額

例えば、告示第 15 条第 1 項第 1 号の表の区分を利用する場合、

① 告示第 15 条第 1 項第 1 号の表の「金利関連取引」の区分を適用して与信相当額を計算し、告示第 15 条第 3 項第 3 号の表のリスク・ウェイト

を乗じて取引先リスク相当額を計算する方法

- ② 参照資産の内容や取引の内容等によって告示第 15 条第 1 項第 1 号の表の「金利関連取引」、「株式関連取引」の各区分を個別に適用して与信相当額を計算し、告示第 15 条第 3 項第 3 号の表のリスク・ウェイトを乗じて取引先リスク相当額を計算する方法  
等、適切な方法で計算する方法も考えられます。

なお、各社において取扱いを定める際には、社内マニュアル等であらかじめこれらの取扱いを明確にし、当該取扱いを継続して適用する必要があります。

- (注) 各社において社内ルールを策定し、運用する場合であっても、採用した計算方法の合理性が説明できることが必要であり、恣意的な計算方法は認められません。

(「告示」第 6 条第 7 項、第 15 条第 1 項第 1 号の表)

Q 74 : 告示第 15 条第 1 項第 1 号の表におけるアドオンの掛目について、同表に掲げる「取引」欄のうち、複数の取引類型に属する取引の場合にはどのようにアドオンの掛目を特定するのですか。

- A : 複数の取引類型に属する取引の場合には、告示第 15 条第 1 項第 1 号の表に掲げる、当該取引の期間に該当する複数の掛目のうちその率が一番高いものを当該取引の掛目として用いることとなります。

(「告示」第 15 条第 1 項第 1 号の表)

Q 75 : 取引先リスク相当額の計算において、異なる通貨間の通貨スワップ契約の想定元本はどのように考えるのですか。

- A : 当該通貨スワップ契約において受け取る通貨に係る元本が想定元本となります。したがって、当該想定元本に契約期間に応じた「期間」及び「掛目」を選択して与信相当額を算出し、取引先リスク相当額を計算することとなります。

(「告示」第 15 条第 1 項第 1 号の表)

Q76 : 告示第15条第2項にある「ネットのアドオン」の算出について、具体例を示してください。

A : 具体例は次のとおりです。なお、ネット再構築コストがマイナスとなる場合にはネット再構築コストはゼロとして計算します。

[前提条件：すべて法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引]

取引1 再構築コスト 50、アドオン 200 (ロング)

取引2 再構築コスト -100、アドオン 100 (ショート)

取引3 再構築コスト 10、アドオン 50 (ロング)

[原則的な計算方法]

グロスの再構築コスト =  $50 + 10 = 60$

ネットの再構築コスト =  $50 + (-100) + 10 = -40 \Rightarrow 0$  (ゼロ)

グロスのアドオン =  $200 + 100 + 50 = 350$

ネットのアドオン =  $0.4 \times 350 + 0.6 \times (0 / 60) \times 350 = 140$

上記の方法のほか、グロスの再構築コストについては、正の値に加え、負の値の絶対値を加算する方法も考えられます。

この場合の具体例は次のとおりです。なお、ネット再構築コストがマイナスとなる場合にはネット再構築コストはゼロとして計算します。

[前提条件：すべて法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引]

取引1 再構築コスト 50、アドオン 200 (ロング)

取引2 再構築コスト -100、アドオン 100 (ショート)

取引3 再構築コスト 10、アドオン 50 (ロング)

[例外的な計算方法]

グロスの再構築コスト =  $50 + 100 + 10 = 160$

ネットの再構築コスト =  $50 + (-100) + 10 = -40 \Rightarrow 0$  (ゼロ)

グロスのアドオン =  $200 + 100 + 50 = 350$

ネットのアドオン =  $0.4 \times 350 + 0.6 \times (0 / 160) \times 350 = 140$

上記の計算方法については、恣意的な変更がなされることのないよう、取扱いを明確化したうえで、継続して適用する必要があります。

(「告示」第15条第2項)

Q77 : トレーディング勘定で計上しているプライマリーローンに関して、市場リスク相当額を計算しながらも相対取引であるというところから取引先リスク相当額も考慮する必要があるのですか。

市場にて取引されているセカンダリーローンにおいても売買契約により債権者は買い方に移転することから、債権・債務者関係はプライマリーローンもセカンダリーも同じと考えると取引先リスク相当額の取扱いはどの様にすればよいですか。

A : トレーディング勘定に計上する場合は市場リスク相当額を計算します。この場合、取引先リスク相当額の計算は不要です。

#### 4. 基礎的リスク相当額関連

Q78 : 基礎的リスク相当額の算出において、販売費・一般管理費から減価償却費及び貸倒引当金繰入れを控除することは可能ですか。

A : 控除可能です。告示第16条第4項において、基礎的リスク相当額の計算を行う日の属する月の前々月以前1年間の各月の営業費用（販売費、一般管理費及び金融費用をいいます。）から減価償却費及び貸倒引当金繰入れを控除できることが明記されています。

（「告示」第16条第4項第3号及び第4号）

Q79 : 基礎的リスク相当額を計算する場合、営業費用から「営業収益と両建てとなる委託手数料」を控除できるとされていますが、具体的にはどのようなケースですか。

A : 金融商品取引所の非取引参加者である証券会社が顧客からの取引注文を取引参加者である証券会社（取次母店）に取り次いだ場合が考えられます。例えば、顧客から2,000円の委託手数料を受け取り、一方で取次母店に400円の取次ぎ手数料を支払った場合には、この400円が「営業収益と両建てとなる委託手数料」に該当し、非取引参加者である証券会社は営業費用から400円を控除して基礎的リスク相当額を計算することができます。

（「告示」第16条第4項第1号イ）

Q80 : 基礎的リスク相当額の計算に当たり、顧客の信用取引の売り建玉に関して母店証券会社・証券金融会社に対して支払う「貸株料」は営業費用から控除することは可能ですか。

A : 告示第16条第4項第6号により、信用取引に係る支払利息及び有価証券品借料（信用取引費用）（金融収益と両建てとなっているものに限る。）は、信用取引に係る受取利息及び有価証券品貸料（信用取引収益）の額を超えないもの限り、営業費用の額から控除できるとされています。

（「告示」第16条第4項第6号）

以上